

千葉県土採取条例施行規則の一部改正（概要）

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）に基づき押印廃止等を行う。

2 改正概要

- (1) 規則第1条の6第2項中「前項第2項」を「同項第2号」に改める。
- (2) 別記第1号様式から「㊟」を削る。
- (3) 別記第3号様式から「㊟」を削る。
- (4) 別記第3号様式の2から「㊟」を削る。
- (5) 別記第4号様式から「㊟」を削る。
- (6) 別記第5号様式から「㊟」を削る。
- (7) 別記第6号様式から「㊟」を削る。
- (8) 別記第7号様式から「㊟」を削る。
- (9) 別記第8号様式から「㊟」を削る。
- (10) 別記第10号様式から「㊟」を削る。
- (11) 別記第11号様式から「㊟」を削る。
- (12) 別記第12号様式から「㊟」を削る。
- (13) 別記第13号様式から「㊟」を削る。
- (14) 別記第14号様式から「㊟」を削る。
- (15) 別記第15号様式から「㊟」を削る。
- (16) そのほか軽微な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和3年10月1日